

## 成年後見制度利用促進専門家会議 第3回中間検証WG 本会提出資料骨子

## 日本社会福祉士会における「利用者がメリットを実感できる制度の運用」への取り組みについて

## ■「ばあとなあ」について

本会は、援助を必要とする人の生活と権利を擁護するという社会福祉士および本会に与えられたミッションを具体化し、身上監護を担う社会福祉士の成年後見活動の体制を整備することによって社会的後見の一翼を担うため、1999年10月に「成年後見センターばあとなあ」（2003年より「権利擁護センターばあとなあ」）を設置している。全国47都道府県の社会福祉士会に「ばあとなあ」は設置されている。

「権利擁護センターばあとなあ」の機能としては大きく4点ある。

- (1) 養成研修
- (2) 名簿登録（単年度の更新審査）
- (3) 活動報告書
- (4) 社会福祉士賠償責任保険

## ■「ばあとなあ」の機能を踏まえた受任者支援について

2009年に社会福祉士名簿登録者が解任された事案を受け、2010年3月から6月にかけて、全国の受任者に対する緊急対応としての面談を47都道府県社会福祉士会が実施した。（資料添付）

この対応以降、何か問題が発生してからの対応ではなく、日頃から受任者の状況を組織として把握することの重要性、また活動報告書という書面だけの報告ではなく、実際に対面して受任者に対して必要な支援を組織的に考えていくことが被後見人等利用者にとってのメリットにつながるという観点から、各都道府県で受任者への面談を継続して取り組んでいる。（毎年1回は全会員と面談を実施する、という都道府県士会も少なくない）

## ■各都道府県社会福祉士会の取り組み例

公益社団法人東京社会福祉士会「権利擁護センターばあとなあ東京」の取組例

## 1. 不適切な実践を行う会員への対応

例① 戒告処分を受け、ばあとなあ名簿登載より削除された会員に対して、法人後見監督人として会が監督、指導。当該会員の後見実務の内容を第三者委員会である業務監督委員会へ報告、助言を受け適切性を判断した結果、当該会員へ辞任を促し、適切に実務を担える名簿登録をしている会員へ交代した。

その後、一定期間監督人として対応し、問題なく実務が担えていることから法人としての監督人を辞任した。事案により、個人監督人が選任されたケースや、監督人そのものがなくなった事案もある。

例② 名簿登録者としての義務を遂行できない（会費の納入や活動報告書の遅延など）

会員を家裁に報告し、状況に応じて監督人を選任することを上申する。

## 2. 後見実務を担うことが困難な状況になった会員への対応

例) 病気療養となった会員に対して社会福祉士を追加選任して、本人に不利益の生じないようにスムーズに交代した。当該会員にすぐに辞任を求めることで、会員とばあとなあの関係性が悪化するケースが全国でも多発しており、いきなり辞任の判断ではなく、複数後見人として行うことがスムーズに行くことを過去の事例から学んだ。回復した場合は追加選任された会員が辞任、回復が難しい場合は、時期をみて、辞任の手続きを新たに追加された後見人が行うことが可能となる。

## 3. 本人や関係者からの苦情や要望への対応

例) 連絡がなかなかとれない、会議への参加を要請しても都合がつかないといわれる、本人と支援者で話し合っている内容とは異なる実務を行われる、などの苦情や要望については、状況に応じて様々な対応（当該会員への面談、研修内容への反映等）を実施する。ときに、後見人の実務についての理解の齟齬から苦情や要望が発生している場合もあるため、利用者本人不在の対応とならないよう十分に配慮している。

## 4. 親族後見人に対する支援

例) 家裁より「親族後見人が数年にわたり事務報告をしていない。報告を促したところ、「辞任したい」という話なので、監督人になってほしい」という要請について、家裁と協議し、監督人ではなく複数後見人に選任することが適切と上申し、複数後見人として選任された。1年間一緒に後見実務を行うことで本人との関係性をみた親族が安心して辞任し、結果として親族と本人の関係性も良好なものに変化した事例。

## 5. 会員への情報提供や研修体制の構築

例) 倫理研修等の受講の必須化。知識習得型の座学による研修だけではなく、自らの実践を振り返るための演習を取り入れた研修を多く導入している。弁護士参加の事例検討会を毎月開催し、さまざまな角度から学ぶ環境の整備。

## 6. 関係機関との連携

ばあとなあ東京と東京家庭裁判所で定期的に（本庁、支部それぞれ年4回程度）意見交換を行うだけではなく、随時、状況確認と情報交換、専門職団体としての考え方を伝えられる機会が確保されていることは、連携をとっていくうえで重要である。

現在は、家裁と会の定期的な意見交換だけではなく、都・都社協・地域（行政・社協・センター）・三士会で2か月に1回程度協議をする場がある。家裁支部（立川）においては、昨年度末より家裁からの声掛けにより、年に5回、情報交換のための連絡会が開催されている。（三士会が会場提供や内容の意見出し、当日の進行や情報提供など、協力して実施している）

## 7. 今後の取組と課題

東京では行政や社協、地域包括支援センター等の相談を受け付ける専門機関から、申立の前に候補者の推薦依頼の相談が多く入るため、要請に応えきれない事態となって

いる。このことについて、相談内容を精査し、必ずしも専門職でなくてもよいと考えられる事案については地域のなかで市民後見人の選任や親族後見人のサポートが推進されるような体制整備に向けて、専門職が関与していくことの必要性を会員にこれまで以上に働きかけていく取組が必要という認識である。

また、家庭裁判所との連携はよいものになっているが、監督人選任の必要性の判断基準がまだ高額財産管理の案件に偏っており、会として、本人の身上監護における監督の必要性などもこれからも引き続き意見をあげていくことを認識している。監督人の大きな役割として、後見人の実務状況や本人・関係者との関係性などの側面からも、交代の必要性をアセスメントし、チームが機能しているかを確認することが基本計画の実現からも重要であり、そこを担える社会福祉士が地域に存在することが求められると考える。

## 成年後見人等の倫理について

2010年3月の総会において、ばあとなあ名簿登録者である2名の成年後見人が、被後見人の財産を不適切に扱った事由により家庭裁判所から解任されるという、あってはならない不祥事が発生したことが報告され、当該会員2名は除名処分が議決されました。これは、これまで家庭裁判所をはじめ、行政、福祉サービス提供事業所等関係機関より大きな信頼を受け、その信頼に応え利用者の立場に立った実践を行ってきた多くの名簿登録者および会の信用を著しく失墜する行為であり、その信頼を回復するためには会をあげての真摯な取り組みが必要であることが理事会で確認されました。2010年6月総会までに一定程度の状況の把握が必要ということから、大変短い期間のなかで、緊急対応としての受任者全員への面談を実施していただきました。

成年後見委員会からは、各都道府県士会ばあとなあより緊急対応の面談結果の報告を受け、2010年7月に「新たな受任者支援の仕組み（素案）」を提示いたしました。8月にこの「素案」に対するご意見を各都道府県士会、ばあとなあ担当者、名簿登録者の皆様から募集し、ご意見をまとめました。このご意見を検討し、緊急対応の検証とともに2010年11月に本提案を行ないました。

提案を行なう前提として、そもそも権利擁護センターばあとなあの使命とは何なのか、本会が権利擁護センターを組織し、全国統一的な対応を目指す目的とは何なのか、が改めて問われております。

私たち社会福祉士は、倫理綱領に基づく権利擁護実践の一つとして、後見活動に携わっています。社会福祉の専門職として、後見活動に関わる社会的意義を確信し、後見活動を通じて専門職としての社会的責任を全うすることに、自らの使命を求めて後見活動を担ってきました。

一方で、2008年12月に施行された「新公益法人制度」により、本会は、「今後も日本を代表する社会福祉士の職能団体であることを継続維持するために」公益社団法人への意向認定を目指して検討を進めることが2010年6月の総会において基本方針として示されました。

「権利擁護センターばあとなあ」は、1999年10月に、援助を必要とする人の生活と権利を擁護するという社会福祉士および本会に与えられたミッションを具体化し、身上監護を担う社会福祉士の成年後見活動の体制を整備することによって社会的後見の一翼を担うために「成年後見センターばあとなあ」として設置されました。その後、2003年4月にばあとなあの名前は現在の「権利擁護センターばあとなあ」に改称されましたが、この名称変更は、ばあとなあの実業目的をより明確にすること、すなわち、社会福祉士である成年後見人等の役割は成年後見実務にとどまらず援助を必要とする人々の権利擁護の推進にあること、成年後見制度を権利擁護制度の重要な制度の1つとして位置づけたいうえで広く権利擁護にかかわる事業を展開すること、などのため、内外にその姿勢と考え方を表明することとしたものです。

今後、本会と都道府県社会福祉士会の組織体の変化があったとしても、社会福祉士および本会に与えられたミッションに変化があるわけではなく、「権利擁護センターばあとなあ」の活動は、本会及び都道府県社会福祉士会のなかの権利擁護を推進する活動であります。そして増大する社会的ニーズへ対応する後見人の適正な水準を守ること、ばあとなあに所属することによって保障される様々な支援体制を活用し、自らが継続して研鑽できる環境を整備していくことは、社会からの信頼に応えていくためにさらに強く求められていきます。

(2010年11月／「新たな受任者支援の仕組み」提案に向けてより)